独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第三十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日に始まる事業年度の決算から適用する。

告　示

○法務省告示第九十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年三月三十一日から効力を生ずる。

平成二十四年三月十四日

法務大臣　小川　敏夫

高知県宿毛市長

高知県幡多郡大月町長

○法務省告示第百号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月十四日

法務大臣　小川　敏夫

北海道空知郡砂川町字上砂川町鉄道用地　小野甚太郎

同町字奈井江九百五十一番地　早川　繁一

同町字上砂川町百五十八番地　房川政次郎

同町字上砂川二十二番地　佐藤　定八

同町字奈井江八百八十八番地　村上　作藏

同町字南本町四十七番地　堀江　茂

同町字北本町百九十九番地　千葉　勝雄

同町字上砂川二十二番地　青木　永松

同町字上砂川二十二番地　白井　豊市

同町字焼山二百十番地　相原　政一

○文部科学省告示第三十四号

大学院設置基準等の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第六号）の施行に伴い、大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（平成元年文部省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十四日

文部科学大臣　平野　博文

「第百五十六条第五号」を「第百五十六条第六号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第三十五号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成二十四年三月十四日

文部科学大臣　平野　博文

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十四年六月十五日

二　教科書展示会の期間　十四日間

○農林水産省告示第六百八十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年三月三十一日農林水産省告示第四百四十四号（農業災害補償法第百五十条の三第一項の農林水産大臣の定める特定の疾病を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に農業災害補償法第百五十条の三第二項の承認を得ている計画に係る同条第一項の交付金の交付については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑向井山一〇の一五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑高鼻町五〇の六、谷山川西一の二、三の一九、谷山五の二八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑高鼻町五〇の七、谷山川西一一の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑川東一、一の一、二、簫町四〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑高鼻町四三の一（次の図に示す部分に限る。）、四三の三、広芝町三九（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑川東三七から三九まで、四三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑谷山川西三の一〇、三の一六、三の一七、四、五、七、八、一六、鳥坂谷四の一、寺尾三の一三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備